



社会保険労務士事務所
あおぞらコンサルティング
あおぞらLetter

〒101-0044
東京都千代田区鍛冶町1丁目6番15号
井門神田駅前ビル22号室
電話：03-3526-4277 FAX：03-3526-4276
担当：品田

最新の生計費について

今回のあおぞらレターでは、賃金水準の決定の参考ともなる、標準生計費についてお伝えいたします。標準生計費については、以前「あおぞらLetter(134号)」等でも取り上げましたが、春闘における賃上げ要求などのニュースで取り上げられるなか、改めて最新のデータをお伝えしたいと思います。



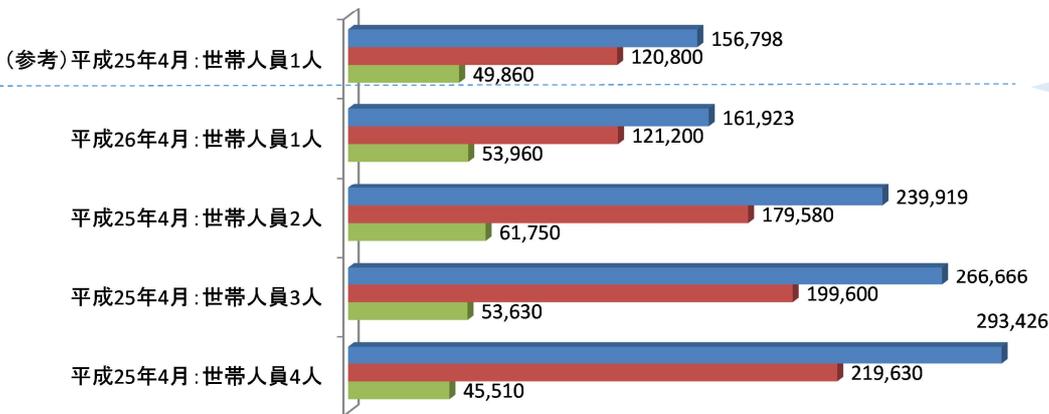
平成26年度の標準生計費

出所：総務省統計局(国)、各都道府県人事委員会

- 標準生計費 標準的な勤労者世帯の生計費で社会保険料や税金が除外されています。毎年、人事院が公務員の給与を検討するため、総務省の家計調査に基づき算出しています。
- 修正標準生計費 消費支出に対する社会保険料等の非消費支出の割合(33・6%※)を算出し、標準生計費に乗じています。※総務省統計局「家計調査」平成25年平均消費支出と非消費支出の数値より算出

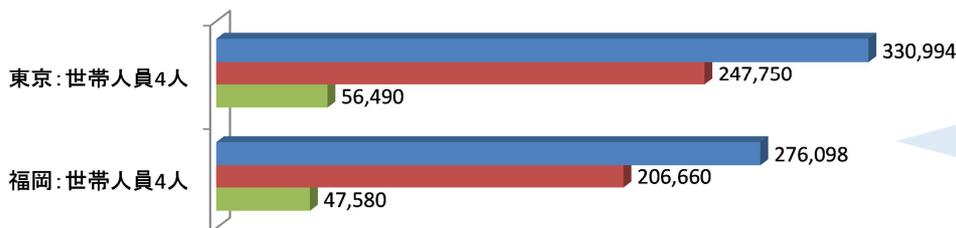
全国

■修正標準生計費 ■標準生計費 ■住居関連費



○標準生計費を昨年と比較すると、大きな差が見られません。
○一方、社会保険料等が加味された修正標準生計費は、全世帯で上昇しています。

地域別：平成26年4月：世帯人員4人



○主要都市と、地方都市では、引き続き大きな格差があります。

- 給与の水準の目安とするには、社会保険料等を加味した修正標準生計費の方がより参考になります。
- 春闘に向けて、賃上げの動きは高まっていますが、中小企業までその動きが波及するか、見守っていく必要があります。

その他の詳細やご不明な点は弊所担当までお問い合わせください。TEL. 03-3526-4277